

平成 24 年 3 月 1 日
東京湾再生推進会議事務局

東京湾再生推進会議幹事会 結果概要

1 開催日時及び場所

平成 24 年 3 月 1 日（木） 1400－1600
中央合同庁舎 3 号館 1 1 階 海上保安庁会議室

2 議事概要

(1) 平成 23 年度実施施策及び平成 24 年度実施予定施策について

○陸域汚濁負荷削減について

《陸域対策フォローアップ》

《取組紹介》

- ・平成 22 年度及び平成 23 年度の陸域汚濁負荷量の算定結果について
- ・陸域負荷削減対策に向けた各機関の取り組み状況について
(国土交通省都市・地域整備局下水道部)

○海域における環境改善対策について

《海域対策フォローアップ》

《取組紹介》

- ・海域における環境改善対策に係る取り組みについて
(国土交通省港湾局)

○東京湾のモニタリングについて

《モニタリングフォローアップ》

《取組紹介》

- ・平成 23 年度東京湾水質一斉調査概要について
(海上保安庁海洋情報部)

(2) 最終評価とりまとめ及び平成 25 年度以降の取り組み方針について

各分科会からの「最終評価とりまとめ及び平成 25 年度以降の取り組み方針について」に対する意見を取りまとめた方針ペーパーについて合意を得た。

(3) その他

今後のスケジュール（資料 7）について、幹事長から説明を実施した。

3 質疑応答（質疑・意見等）

（１）平成 23 年度実施施策及び平成 24 年度実施予定施策について

<国交省流域管理官>

資料 1-1 の 9 ページ、施策番号 2-2-3 「深堀跡の埋戻し」とあるが、深堀はどのくらいのボリュームがあつて、今、埋戻しがどのくらい進んでいるのか

<海域分科会事務局>

東京湾全体で約 1 億 2 0 0 0 万 m³ の深堀跡があるが、そのうち約 3 0 0 0 m³ の埋め戻しが完了している。

<幹事長>

千葉県沖の深堀跡の埋戻し工事により、資料 3-1 を見ると COD 等は改善しているようだが、DO 値についてはいかがか。

<海域分科会事務局>

全体的な調査をやると DO はあまり変わっていないという結果が出るが、局部的に見ると、覆砂を行った後は COD の低減が見られるので、部分的には効果が上がっているものと思われる。

<川崎市環境対策課>

資料 1-1 について、新規施策等色分けがなされていないが、新規施策は無かったという事でよろしいか。

<事務局>

そのとおり。

<川崎市環境対策課>

感想として、東京湾再生推進会議をきっかけに実施された施策と従前から実施している施策が混ざっているので、来年度まとめる時に、この会議をきっかけに実施した施策が会議の作った意味になると思うので、整理が必要。

特に海域対策の資料 3-1 は良い資料なので、施策をきちんと整理すれば大きな成果として整理できる。

<幹事長>

ご意見を踏まえて、10 年計画の取りまとめにつなげていく。

（２）最終評価とりまとめ及び平成 25 年度以降の取り組み方針について

<川崎県都市計画課>

資料 5-1 の「環境省等の長期シミュレーション」とはどのくらいスパンなのか。

<幹事長>

長期シミュレーションとは、環境省のシミュレーションであり、平成 16 年を基準として 30 年後の平成 46 年の水質状況を予測したもので、30 年のスパンを

とってみるとDO値についても改善が見られるというもの。

<国交省流域管理官>

コメントとして、25年度以降の進め方について、現体制では3つの分科会の体制でやっているが、今後(25年度以降)横の連携を強めてやっていきたいので、場合によっては、分科会という形を継続するのが良いかどうかを含め再度検討していったらどうか。分科会や幹事会があり、会議の数も多いので、会議の効率化、それから横の連携を活発に行うことで推進会議の連携を活発化させていきたい。自治体レベルでも横の連携を大切にしていきたい。

平成24年度のスケジュールを見ると最終評価と次期行動計画の策定がセットになっているが同時にできるか疑問。基本的には方向性としては25年度以降も施策は継続でよろしいと思うが、必ずしも評価を次期計画の策定は同時ではなくても良いのではないかと考える。可能であれば、同時進行が良いと思うが弾力性を持ってやっていければ良い。

<国交省港湾環境政策室長>

- ・外部専門家の意見を聞く過程は必要であると考え。
- ・次期行動計画では、底層DO以外の指標について、実現可能性のある行動計画という観点からも適切な指標を入れ込んでいくことが必要と考える。

<幹事長>

- ・次期計画では、有識者の意見を取り入れながら、実現可能な目標を定める必要があるのではないかと考える。

○その他

事務局より、組織変更にかかる設置規則及び委員の変更について事務的に処理することを周知した。